

利用料金表

特別養護老人ホーム 八女の里
 事業者番号 4072300116
 令和06年06月01日より
 単位:円

●従来型個室

第1段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練 I	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練 II(月額)	褥瘡マネジメン トII加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算II(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	300	320	44,017
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	300	320	46,491
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	300	320	49,071
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	300	320	51,545
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	300	320	53,983

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練 II(月額)	褥瘡マネジメン トII加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算II(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	390	420	49,907
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	390	420	52,381
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	390	420	54,961
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	390	420	57,435
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	390	420	59,873

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練 II(月額)	褥瘡マネジメン トII加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算II(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	650	820	70,367
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	650	820	72,841
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	650	820	75,421
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	650	820	77,895
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	650	820	80,333

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練 II(月額)	褥瘡マネジメン トII加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算II(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	1,360	820	92,377
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	1,360	820	94,851
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	1,360	820	97,431
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	1,360	820	99,905
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	1,360	820	102,343

※小計(31日分)にはサービス利用料(食費・居住費は含まない)に対して介護職員等処遇改善加算 I としての14.0%の料金加算分が含まれております。
 ※令和6年8月より、居住費が60円増になります。

利用料金表

●従来型個室

第4段階 介護負担割合1割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメン トⅡ加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	589	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	24,797	1,445	1171	105,893
要介護2	659	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	27,271	1,445	1171	108,367
要介護3	732	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	29,851	1,445	1171	110,947
要介護4	802	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	32,325	1,445	1171	113,421
要介護5	871	36	6	13	22	12	11	20	13	30	280	50	34,763	1,445	1171	115,859

第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメン トⅡ加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	1178	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	49,595	1,445	1171	130,691
要介護2	1318	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	54,542	1,445	1171	135,638
要介護3	1464	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	59,702	1,445	1171	140,798
要介護4	1604	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	64,649	1,445	1171	145,745
要介護5	1742	72	12	26	44	24	22	40	26	60	560	100	69,526	1,445	1171	150,622

第4段階 介護負担割合3割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練	栄養マネジ メント強化	個別機能 訓練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメン トⅡ加算(月額)	ADL維持 等加算(月額)	自立支援促 進加算(月額)	科学的介護推進 加算Ⅱ(月額)	小計 (31日分)	食費	居住費	月額 (31日分)
			I	II												
要介護1	1767	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	74,392	1,445	1171	155,488
要介護2	1977	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	81,813	1,445	1171	162,909
要介護3	2196	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	89,553	1,445	1171	170,649
要介護4	2406	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	96,974	1,445	1171	178,070
要介護5	2613	108	18	39	66	36	33	60	39	90	840	150	104,289	1,445	1171	185,385

利用者負担限度階	本人の所得内容 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円以下 預貯金等が単身の場合は 650万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,650万円以下
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 80万円超120万円以下 預貯金等が単身の場合は 550万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,550万円以下
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が 120万円超 預貯金等が単身の場合は 500万円以下 、配偶者(夫または妻)がいる場合は 1,500万円以下
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方